

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第三百三十三號

青果物等統制令第五條により荷受機關を次のよりに指定する。

昭和二十二年七月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

指定消費地域

荷受機關

米 子 市

西伯青果市場

鳥取縣告示第三百三十四號

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並に加工品販賣業許可規則によりこれが業者を次のように許可した。

昭和二十二年七月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年七月三十日
號 外

水曜日

本報ノ大キサハ固定欄ニ由リ

青果物卸賣業許可者

番 號 氏 名 住 所

四九六 吉井泰治 米子市、大谷町九五

事 業 場

米子市立町二丁目九

取扱品の種類

野菜、果物